

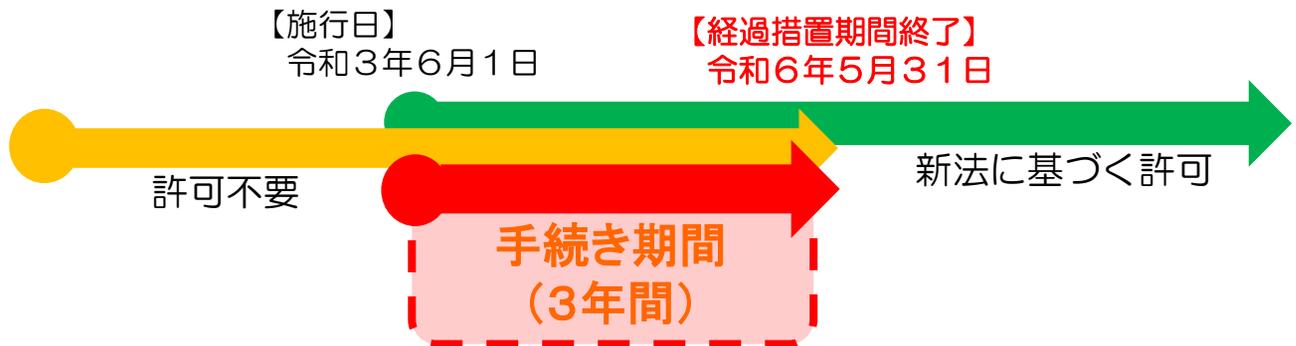
液卵を製造されている 食品営業者の皆様へ

申請の準備は
お済みですか？

食品の営業許可が必要です

平成30年6月13日に食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、**液卵（鶏卵から卵殻を取り除いたもの。）を製造する場合**、新たに食品営業許可が必要となりました。

令和3年（2021年）6月1日の時点で既に営業している方に関しては、経過措置が適用され、令和6年（2024年）5月31日までに許可を取得する必要があります。 ※R3.6.1以降に新たに営業を始めた場合は現時点で許可が必要です。直ちに管轄保健所へ相談してください。



施設基準(熊本県食品衛生基準条例)を満たすことが必要です

営業許可を受けるためには、共通基準を満たしたうえで、液卵製造業の個別基準を満たす必要があります。

【主な施設基準】

- 屋外からの汚染を防止するための構造又は設備がある。
- 「水道水」又は「飲用に適する水※」を、適切な温度で十分に供給できる給水設備がある。
※井戸水等を使用されている場合、水質検査（水質基準11項目）に合格する必要があります
- 手洗い後の手指の再汚染が防止できる構造である流水式手洗い設備がある。



施設基準はこちら↑

* 申請の手続きや御相談は、施設を管轄する保健所へお問い合わせください。

有明保健所 ☎ 0968-72-2184	宇城保健所 ☎ 0964-32-0598
山鹿保健所 ☎ 0968-44-4121	八代保健所 ☎ 0965-33-3198
菊池保健所 ☎ 0968-25-4135	水俣保健所 ☎ 0966-63-4104
阿蘇保健所 ☎ 0967-24-9035	人吉保健所 ☎ 0966-22-3108
御船保健所 ☎ 096-282-0016	天草保健所 ☎ 0969-23-0299

熊本市内に施設がある方は、熊本市保健所（☎096-364-3188）にお尋ねください。